



もしもに備え、麦共済または収入保険に加入して経営安定を図りましょう。

麦共済と収入保険の両方には加入することはできませんので、農家の皆様それぞれの経営実態に応じてご選択ください。

対象となる災害

自然災害や病虫害、鳥獣害、火災による麦の減収（及び生産金額の減少）を補償します。

補償期間

本田播種期（発芽期）から刈り取りまでです。

加入方式

【災害収入共済方式】 概ね全量をJA等に出荷される方は災害収入共済方式をおすすめします

過去5年間の出荷データをもとに、基準生産金額（平年的な生産金額）を設定し、農家ごとに災害による減収または品質を加味した収穫量が、基準収穫量（平年的な収穫量）を下回り、かつ、生産金額が減少した場合に補償する方式です。

補償割合は、9割、8割、7割の中から選択でき、共済金額（補償金額）は選択された補償割合～40%の範囲で選択できます。

《加入できる農業者》 ①または②に該当する方

- ① 概ね全量をJA等に出荷(等級の格付け)しており、出荷に関する資料提供及び調査にご協力いただける農業者の方。
- ② 青色申告を行っており、青色申告書及びその関係書類から収穫量及び品質(等級)が把握できる農業者

《共済金の支払い》

品質を加味した当年産の収穫量が、基準収穫量より減少した場合かつ、当年産の生産金額が共済金額より減少した場合に共済金をお支払いします。

$$\text{共済金} = (\text{共済限度額} - \text{生産金額}) \times \text{共済金額} \div \text{共済限度額}$$

【半相殺方式】

出荷実績がない農業者は、半相殺方式をおすすめします

どなたでもご加入いただける方式です。農業者ごとに補償する方式で、補償割合は8割・7割・6割の中から選択することができます。

補償割合8割を選択した場合、加入面積全体の減収量の合計が、基準収穫量の合計の2割を超えて減少した場合に共済金をお支払いします。

共済掛金

$$\text{加入者負担掛金} = \text{共済金額}^{\ast 1} \times \text{掛金率}^{\ast 2} - \text{国の負担金}^{\ast 3}$$

- ※ 1 補償限度額
- ※ 2 加入者の過去の被害実績に応じて毎年、掛金率（危険段階区分）を算定し、適用します。共済金の受け取りが少ない加入者ほど、掛金率が下がっていく仕組みとなっています。
- ※ 3 掛金の5割以上を国が負担しています。
- ※ 注 上記掛金に事務費賦課金が加算されます。

一筆半損特約

作付耕地が複数ある場合におすすめします

加入申込時に選択できる特約です。損害評価において共済金の支払い対象とならない場合であっても、ほ場ごとに5割以上の被害が認められる場合には、基準収穫量の2割分を上限に共済金をお支払いすることができるようになります。

付加しない場合と比べても掛金負担はわずかです。

被害があった場合

野帳を提出し、被害申告をしてください

被害申告がなければ被害調査(損害評価)を行うことができません。

災害収入共済方式にご加入の場合は減収または品質低下が見込まれるとき、半相殺方式にご加入の場合は減収が見込まれるときに、後日配付する「損害通知書兼野帳」を提出し、被害申告を行ってください。

注意事項

農業者が麦について経営所得安定対策の畑作物の直接支払交付金（以下「交付金」といいます。）の交付を申請し、かつ、組合が交付農業者として引受を行っている場合には、交付金を加味した共済金額での引受を行っております。

しかしながら、最終的に交付金が交付されなかった場合には、交付金を加味しない共済金額への変更が必要となり、共済掛金の一部返還を行うとともに、共済金が支払われている場合には共済金の一部の返還を求める場合があります。

つきましては、交付金申請後に交付申請状況の変更があった場合には、必ず当組合まで連絡していただきますようお願い申し上げます。

詳しいお問い合わせは

山口県農業共済組合

NOSAI 山口ホームページからもお気軽にお問い合わせください。下記 QR コードからアクセスできます。

東部支所（旧東部総合支所・田布施支所・周南支所エリア）・・・ TEL 0827-84-0041

中部支所（旧佐波支所・徳地出張所・吉山（本所）・厚狭地区支所エリア） TEL 083-972-2340

北部支所（旧阿東支所・阿武萩支所・阿北出張所エリア）・・・ TEL 08388-8-5050

西部支所（旧西部総合支所・長門支所・美祢支所エリア）・・・ TEL 083-250-6208



2022 年度版